

## 東京電力株式会社の家財賠償に関する意見の問題点へ

### 1 申立人らに極めて困難な立証を要求していること

東京電力株式会社（以下「東京電力」といいます。）は、被申立人主張書面（7）において、これまでの審理において自らが定めた基準（以下「東電基準」といいます。）の合理的な根拠を示していないにもかかわらず、東電基準を超える金額を請求するためには、帰還困難地域である長泥地区に立入り個別の家財の写真を撮ってくるなどして証明しなければ応じないとしています。

しかし、これは原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針の趣旨にも反するものです。

中間指針には、被災者の証拠収集の困難さを考慮し、

「避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることが考えられる。」

としているところ、申立人ら弁護団としては、極めて膨大な数量にわたり、また価格の証明も困難な家財道具の価値の証明に当たって、（社）損害保険料率算出機構の調査結果や保険会社の簡易調査表等、客観的な統計データによる合理的な算定方法を提案してきました。

しかし、東京電力は

「申立人ら各世帯において保有されている家財全体について、現実に発生した損害を積み上げていただき、その合計額が被申立人の賠償基準に基づく定型賠償の水準を超えるものであるかを確認させていただく必要がある」（波線部弁護団）とし、保有家財に係る一覧表や当該家財が撮影された写真、過去の購入金額及び購入時期を証明する資料（領収証など）の提出を要求しております。

つまり、申立人らに対し、帰還困難区域に長時間立入り、自宅にある箸1本からシャツ1枚まで数え上げて写真を撮って一覧表を作成し、領収証などを探させ

るなどして家財道具の価値を証明することを要求してきました。

当弁護団としては、このように被災者の置かれた立場を全く考慮しない東京電力の主張に強く抗議すると共に、紛争解決センターに対してはこのような東京電力の主張に流され、申立人らに対し厳格な証明を行わなければ東電基準を上回る和解案を提案しないという誤った判断を行うことがないように求めます。

## 2 家財道具の持出に関する根拠のない主張を繰り返していること

そして、東京電力は被申立人主張書面（7）において、申立人らが家財道具の一部を持ち出しているから、家財に対する賠償額は減じられるべきだとの主張を行っております。

確かに、申立人らの中には、ごく少量ではあるものの、家財の一部を持ち出して避難先で使用している例は認められますが、避難先住居の狭隘さからも明らかのように、その量はごくわずかであり、金額的にも少額に留まるものです。

これまでの審理において、東京電力は、申立人らが家財を持ち出したことを根拠に、家財に対する賠償額が相当程度減じられるべきであると主張しておりましたが、具体的に持ち出したと考えている割合や金額については一切明らかにしていませんでした。にもかかわらず、再度同様の主張を行って参りました。

申立人に対しては先ほど述べたように厳格な証明を要求する一方で自身の主張については何ら根拠を明らかにしないという点で極めて不誠実な対応です。この点についても弁護団は強く抗議するとともに、紛争解決センターに対しては、個別案件の和解案の提案の際に、このような東京電力の根拠のない主張に影響されることのないよう求めるものです。